

RE 100

- 「再エネ100%」(RE100)の取り組み
 - 159社が約束 (2019年1月4日現在)
 - <http://there100.org/companies>
 - **IKEA**: 2020年までに事業所で消費する総エネルギー量と同等の再エネを発電
 - **Swiss Re**: 2020年までに使用する電気を100%再エネにする
 - **Apple**: 2018年4月、世界43カ国の事業所について再エネ電気100%達成。サプライヤーも支援。サプライヤーと協力して、2020年までに新たな再エネ設備を4GW設置

世界のRE100企業 (2019年1月4日)



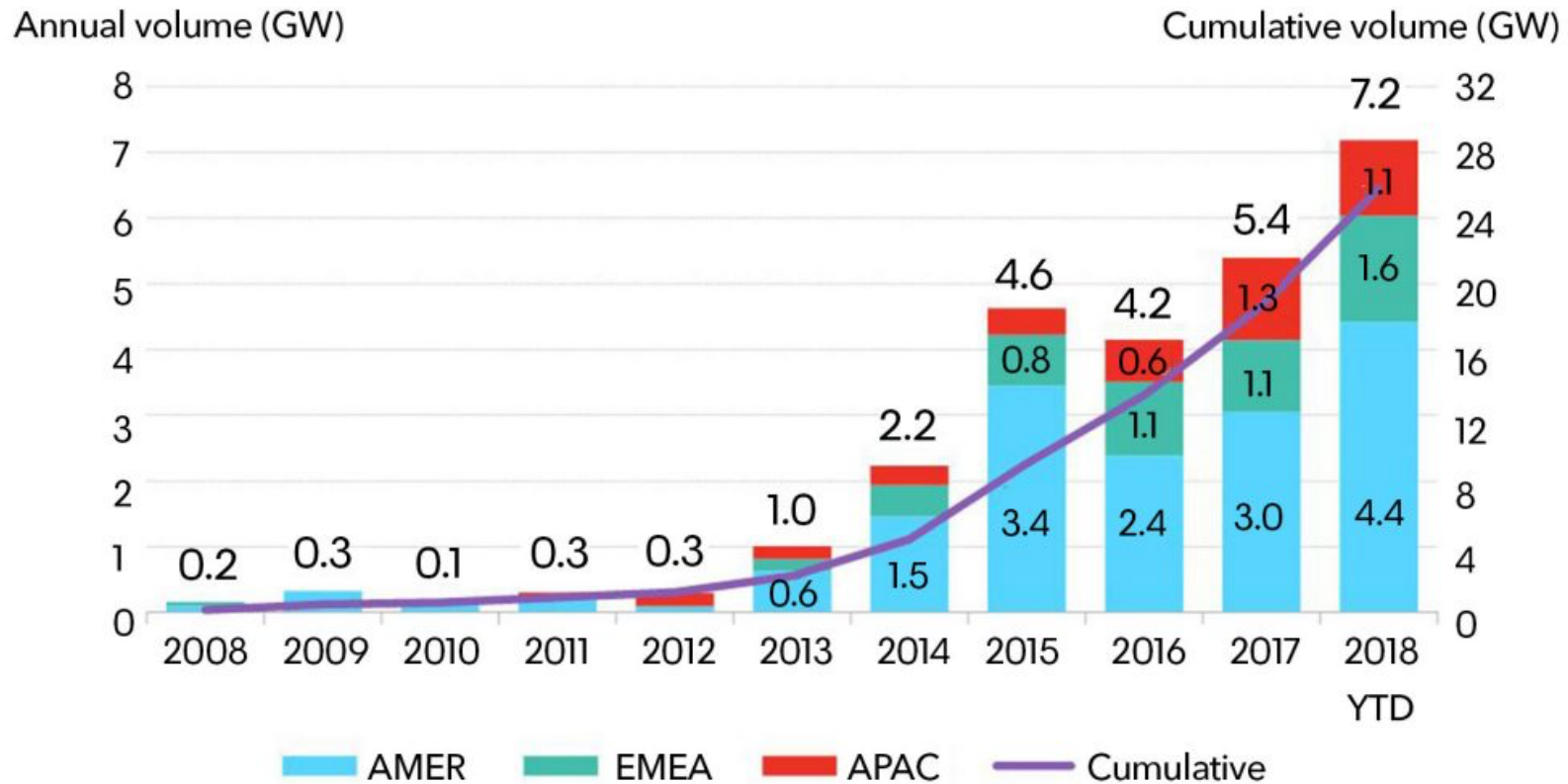
日本企業のRE100

- **リコー** (2017年4月)
 - 2050年までに再エネ電気100%調達、中間目標として2030年までに少なくとも30%を調達
- **積水ハウス** (2017年10月)
 - 2040年までに再エネ電気100%調達、中間目標として2030年までに50%調達
- **イオン** (2018年3月)
 - 2050年までに再エネ電気100%調達
- **アスクル** (2017年11月)、**大和ハウス** (2018年2月)、**ワタミ** (2018年3月)、**城南信用金庫** (2018年5月)、**丸井グループ** (2018年7月)、**エンビプロ・ホールディング** (2018年7月)、**富士通** (2018年7月)、**ソニー** (2018年9月)、**生活協同組合コープさっぽろ** (2018年10月)、**芙蓉総合リース** (2018年10月)
- **イビデン**
 - アップルは部品や設備のメーカーに再エネの利用を促す
 - イビデンがアップル向けの製造活動のすべてを再エネでまかなうことを決定したと発表 (日本経済新聞2017年3月8日)
 - 20カ所以上の再エネによる発電所に投資し、2018年末までに太陽光で1万2000kW以上を発電できるようにする計画

企業の再エネ調達

2018年8月時点でRE100にコミットする140の企業が再エネ電気100%目標達成のために、**2030年にさらに197TWhの購入が必要になる**との見通し

Global corporate PPA volumes, by region



Source: Bloomberg NEF. Note: Data is through July 2018. Onsite PPAs not included. APAC number is an estimate. Pre-market reform Mexico PPAs are not included. These figures are subject to change and may be updated as more information is made available.

出典：BNEF, 2018

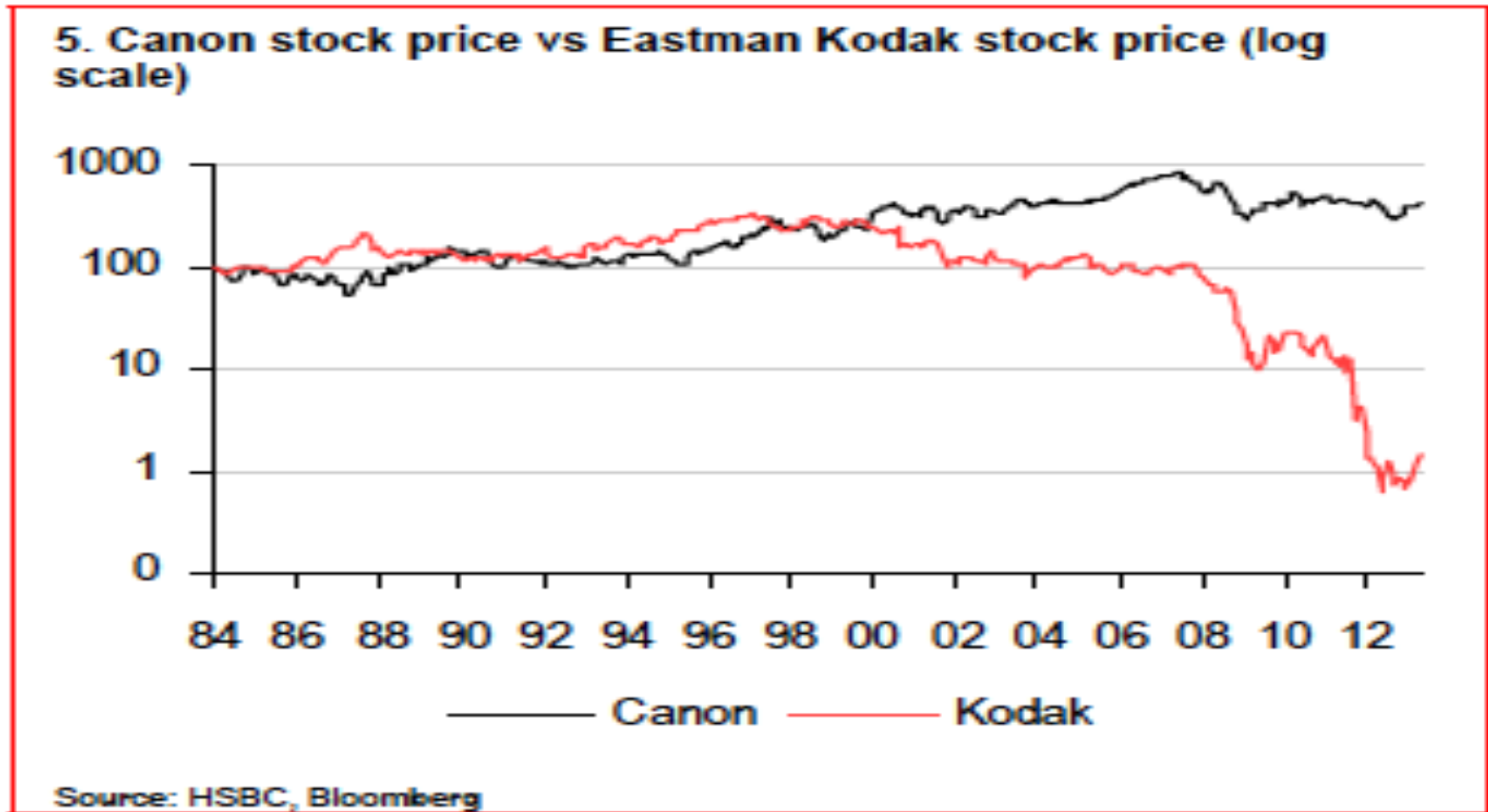
なぜビジネスはゼロエミッションに向かうのか

- 企業の社会的責任 (CSR)
- 評判とブランディング
- 気候変動の悪影響への懸念
 - Wal-mart Stores
 - ハリケーンカトリーナで、5億米ドルの販売機会を損失
 - 悪天候による損害は、年2000万米ドルに達すると予測
 - 損害保険会社
 - 損害保険料率算出機構2014年参考純率改定: 住宅総合保険の参考純率を平均3.5%引き上げと火災保険の参考純率の適用を保険期間が最長10年までに短縮
- 脱炭素に向かう市場、特にクリーンエネルギー市場のビジネスチャンス
 - 72% of 10 trillion US dollar (total amount of expected investment) would go to renewables. Reach 400 billion dollar in 2040 on an annual basis (BNEF).
- 投資先の企業が気候変動関連リスクにいかに対処しているか、脱炭素への移行を管理できるかについて知って、投資したいと考える投資家の変化

金融が変わる、金融が変える

- 国連責任投資原則とESG(環境・社会・ガバナンス)投資
- 気候変動リスク情報開示の動き
 - 金融安定理事会(FSB)の下に設置された**企業の気候変動関連財務情報開示に関する特別作業部会(TCFD)による報告書**(2017年6月、最終報告書を発表、7月にG20に報告)
 - 住友化学をはじめ、世界有数の200社を超える企業・機関が提言を支持
 - **フランスの2015年エネルギー転換法**
 - 企業に対し、気候変動関連財務情報開示を義務づけ
 - フランスに登録または本拠地を置く機関投資家に対し、気候変動リスクをいかに評価し、考慮したかの開示を義務づけ
- エンゲージメント、議決権行使、ダイベストメント
 - **石炭関連企業からのダイベストメント(投資撤収)の動き**
 - ノルウェー政府年金基金(Government Pension Fund Global)
 - 約104兆円(2015年3月末時点)の資産規模を有する世界有数の年金基金。保有する、事業の30%以上を石炭採掘・石炭火力に関わっている企業122社の株式(約80億米ドル)をすべて売却。2016年1月1日から実施
 - 仏保険・金融大手アクサ
 - 2017年12月、石炭関連企業から24億ユーロ(約3200億円)のダイベストメントを発表
 - 石炭火力の新規建設などへの保険取りやめ
 - **Climate Action 100+(17年12月立ち上げ)**

キヤノン vs コダック



Climate Action 100 +

- Climate Action 100+ (17年12月立ち上げ)
 - 2018年10月19日現在、運用資産約32兆ドル(約3500兆円)を保有する310の投資家が参加
 - 日本からは、アセットマネジメントOne、富国生命投資顧問、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、日興アセットマネジメント、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント、りそな銀行が参加
 - 投資先として重要な世界の約100の大排出企業へのエンゲージメントを誓約(日本企業は10社対象)
 - 気候変動リスクに関する説明責任とリスク対応を監督する取締役会のガバナンス
 - バリューチェーン全体に対する排出削減
 - TCFD勧告にそった企業の情報開示

日本での動き

- **第一生命ホールディングス** (2018年5月)
 - 「先進国を中心に石炭火力発電についての意識が非常に高まっている。新規の海外については投資しないという判断に至った」
- **みずほフィナンシャルグループ** (2018年6月)
 - 「石炭火力発電を資金用途とする与信案については、主として温室効果ガス排出に関わる技術が、同等のエネルギー効率を持つ実行可能な代替技術と比較しても、経済合理性を踏まえて適切な選択肢であるか等を検証したうえで、与信判断を行います」
- **三井住友ホールディングス** (2018年6月)
 - 「先進国における脱炭素社会へ向けた取組が進むなか、今後は、低炭素社会への移行段階として、石炭火力発電所に対する融資方針をより厳格化し、新規融資は国や地域を問わず超々臨界及びそれ以上の高効率の案件に融資を限定」
- **日本生命保険** (2018年7月)、**三井住友信託銀行** (2018年7月)
 - 国内外の石炭火力発電プロジェクトに対する新規投融資を停止

2018 Global Investor Statement

- COP24を契機に32兆米ドルを超える資産を有する415の投資家が各国リーダーに呼びかけ
 - パリ協定の目標達成: 2020年の各国目標の引き上げ、長期戦略策定など
 - 低炭素経済移行への民間投資の加速化: 炭素への意味ある価格 (meaningful price) の設定。期限を付いた石炭火力の廃止。期限の付いた化石燃料補助金の廃止など
 - 気候変動リスク情報開示の改善の約束
- 日本からは、三菱UFJ信託銀行、三菱UFJ国際投信、日興アセットマネジメント、野村アセットマネジメント、上智学園、三井住友信託銀行が声明に参加

見通しと展望

- COP24でパリ協定のルールブックのほとんどのに合意。**市場メカニズムのルール**の合意が残る
- 2019年は、2020年までのNDCの引き上げと、長期戦略が焦点となる
 - IPCC1.5度報告書とUNEP GAPレポート
 - COP24で、バルバドス、レバノン、カタール、ノルウェー、ベトナム、ウクライナ、チリ、モルディブ、コスタリカが目標引き上げの検討を表明
 - EU
- 米国のリーダーシップ欠如の中で、**誰がリーダーシップの欠如をうめるのか**
 - 2019年は日本がG20の議長国を務める
- 2020年のNDC見直し、再提出と長期戦略策定が日本にとって当面の課題
 - 気候変動対策のフレーミングの変化

IPCC 1.5度報告書が示すもの

- 人間活動に起因して工業化前と比してすでに約1°C上昇。現在のペースで排出すると早ければ2030年頃に1.5°Cに達する
- 気候変動関連リスクは、1.5°Cの上昇でも今よりも高い。2°Cよりは低い
- 1.5°Cに気温上昇を抑えるには、CO₂を、2010年比で2030年までに約45%削減、2050年頃に排出実質ゼロ。CO₂以外のガスは大幅削減
 - 2°Cの場合は、2030年に約20%削減、2075年頃に排出実質ゼロ
- エネルギー、建築物、交通を含むインフラ、産業などにおいて急速で広範囲な規模の変革・移行が必要。あらゆる部門での排出削減、広範な削減策の導入、そのための相当な投資の増大が必要
- 各国がパリ協定の下で提出している現在の目標では1.5°Cに気温上昇を抑制できない
- 2030年に十分に先駆けて世界のCO₂排出量が減少し始めることが、将来の影響リスクを低減し、対策のコストを下げる
- 国とともに、州・自治体、市民社会、民間企業、地域社会などの非国家主体が気候変動対策をとる能力を強化することが野心的な対策の実施を支える

気温上昇1.5°Cと2°Cの差

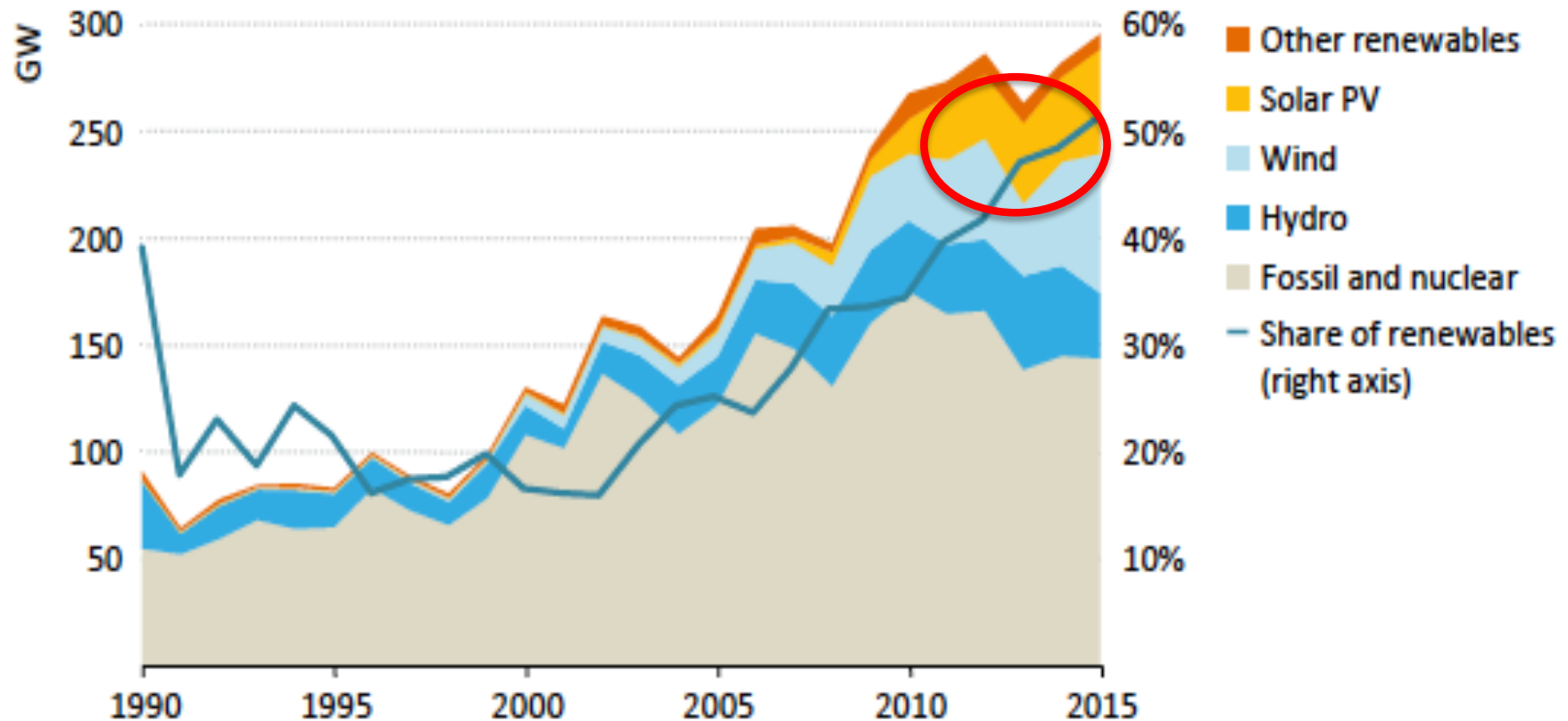
	1.5°C	2°C	2°Cのインパクト
少なくとも5年に1回 深刻な熱波を被る 世界人口	14%	37%	2.6倍
北極に海氷のない 夏	少なくとも100年に1回	少なくとも10年に1回	10倍
2100年までの海面 上昇	0.40メートル	0.46メートル	0.06メートル上昇
生態系が新しい生 物群系に転換する 陸域面積	7%	13%	1.86倍
熱帯域でのトウモロ コシの収穫量減少	3%	7%	2.3倍
珊瑚礁のさらなる減 少	70-90%	99%	>29%悪化
海洋漁業の減少	150万トン	300万トン	2倍

エネルギーの大転換と気候変動対策

- 再エネはコスト低下で、火力発電と競争的に
 - 技術の革新と普及(規模の経済)によるコスト低下
 - 経済性ゆえに市場が選択。拡大する市場がさらにコスト低下を促す
 - 短期的な政策変更の影響を受けにくい
 - “unstoppable” (Ben van Beurden, シエルCEO, May 2017)
- 大転換が生み出す新たな便益の発見・認識: 気候変動問題のフレーミングが変わる
 - エネルギーコスト低減、温室効果ガス削減、拡大する新たな市場、雇用創出、大気汚染削減、エネルギーアクセスの促進...
- 大転換がパリ協定を後押しする。パリ協定とそれを実施する政策が大転換をさらに推進
- エネルギーシステム、エネルギー政策の再構成
 - 再エネが「高い」「不安定な」電源から、低炭素で、純国産のコスト競争力のある「主力電源」に

再エネ発電設備の新規導入量

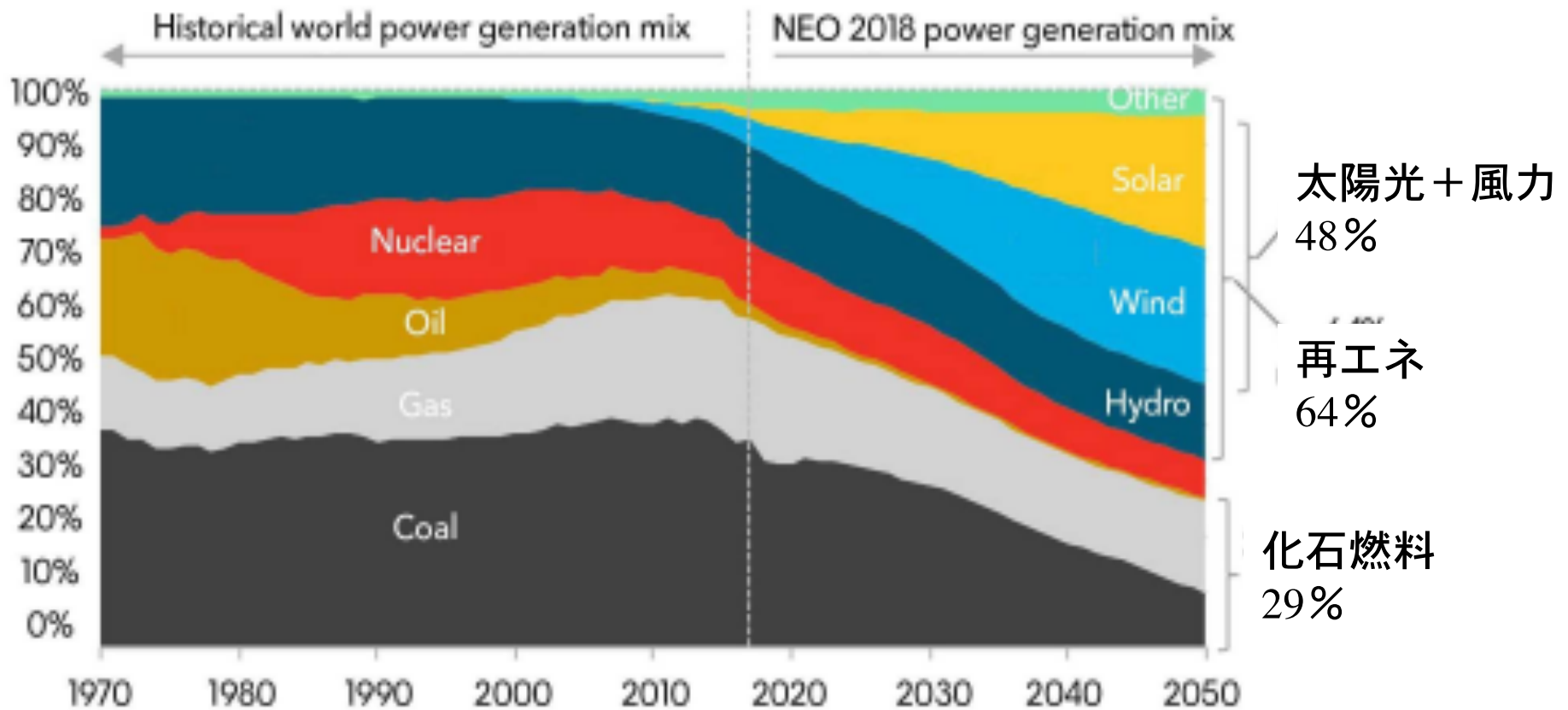
2015年、新規設備導入量の50%以上を再エネが占める



Renewables-based power capacity additions set a new record in 2015 and exceeded those of all other fuels for the first time

世界の電源ミックス (BNEF, 2018)

再エネ電気は2050年に64%に拡大
化石燃料は29%まで低減

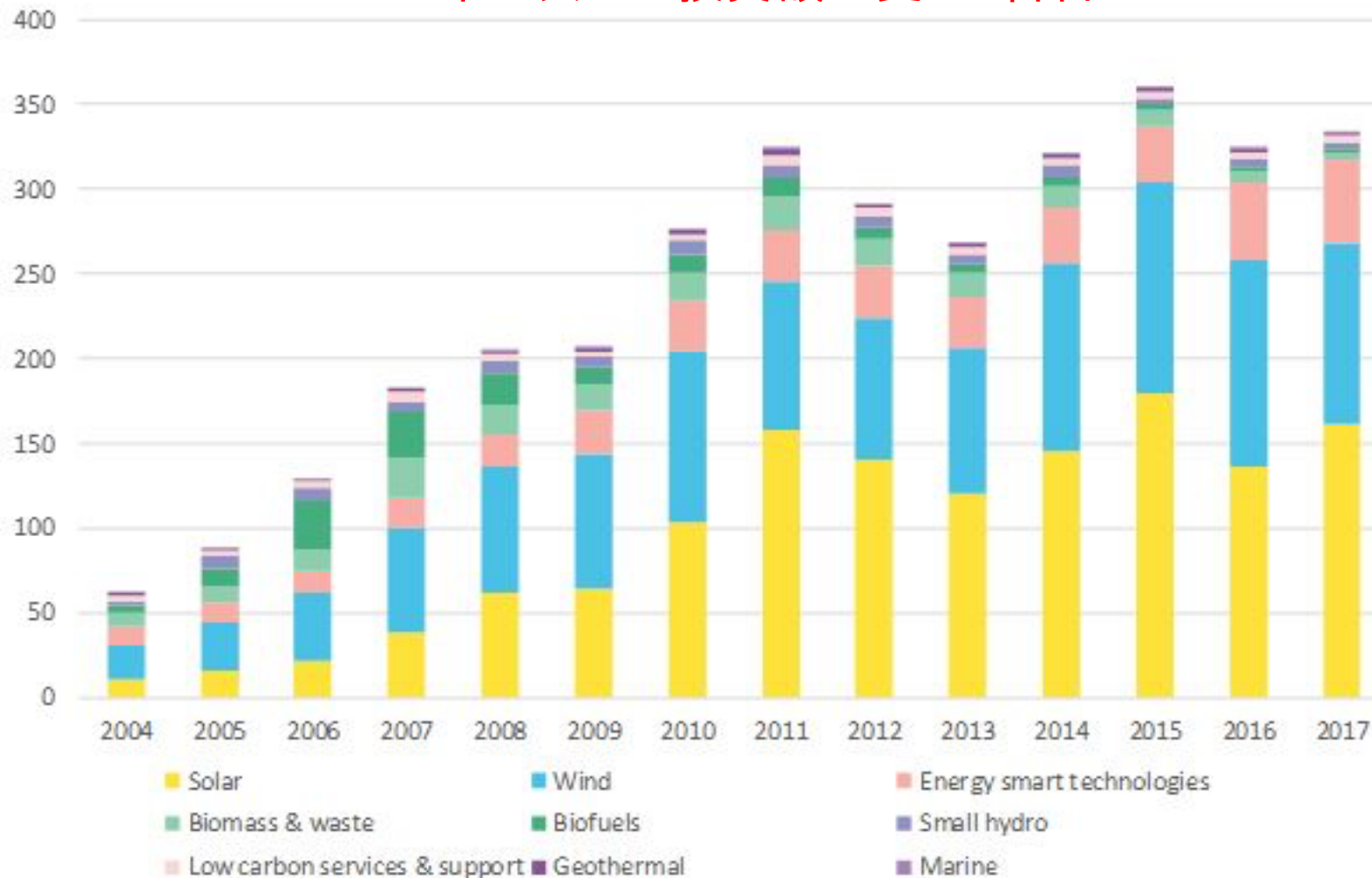


Source: Bloomberg NEF

拡大する再エネ投資

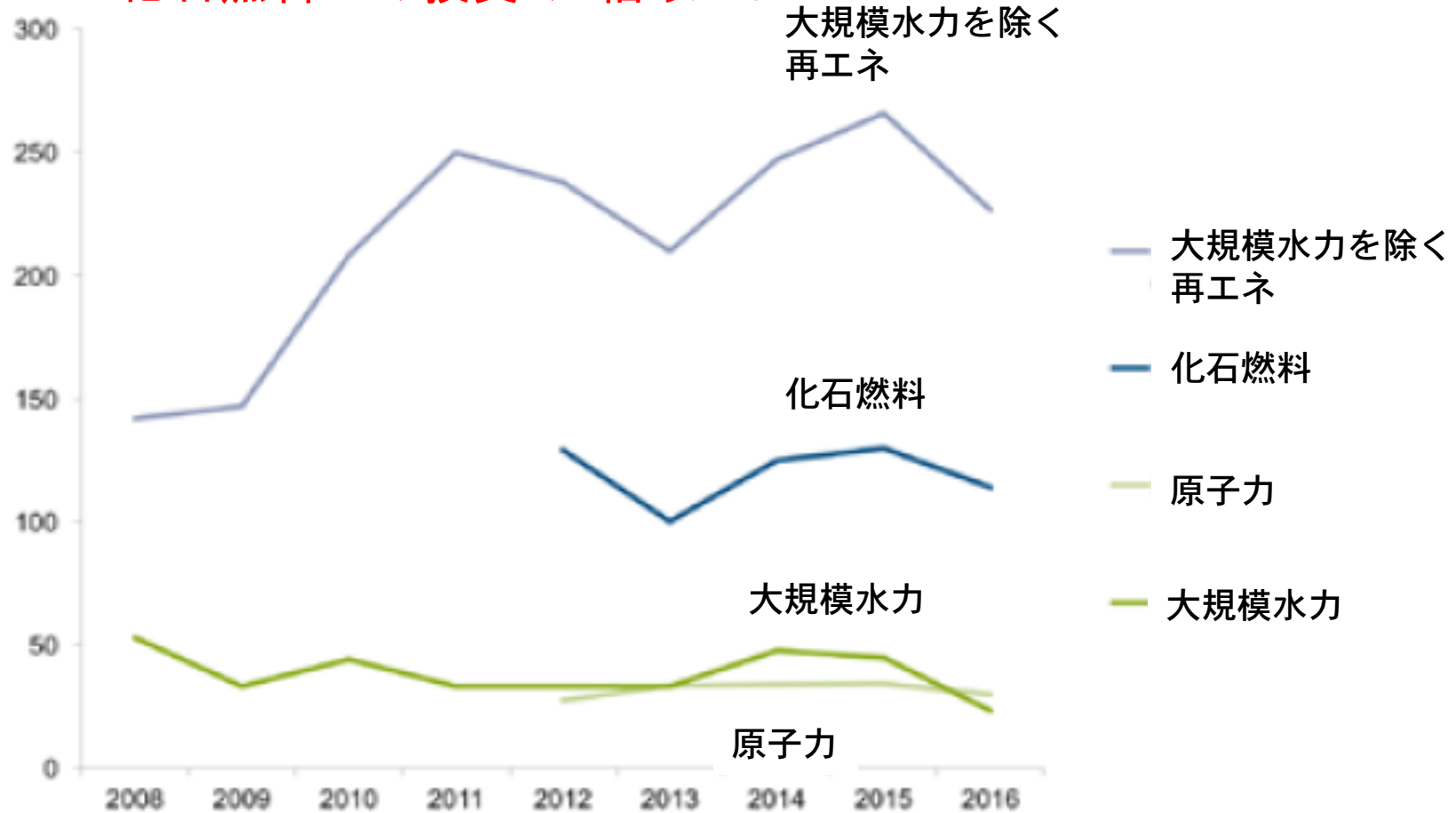
2017年の新規投資は3300億米ドル超
2015年に次いで投資額は史上2番目

単位
10億\$



再エネ投資の推移

再エネ投資が、他の電源への投資を大きく上回る
化石燃料への投資の2倍以上に

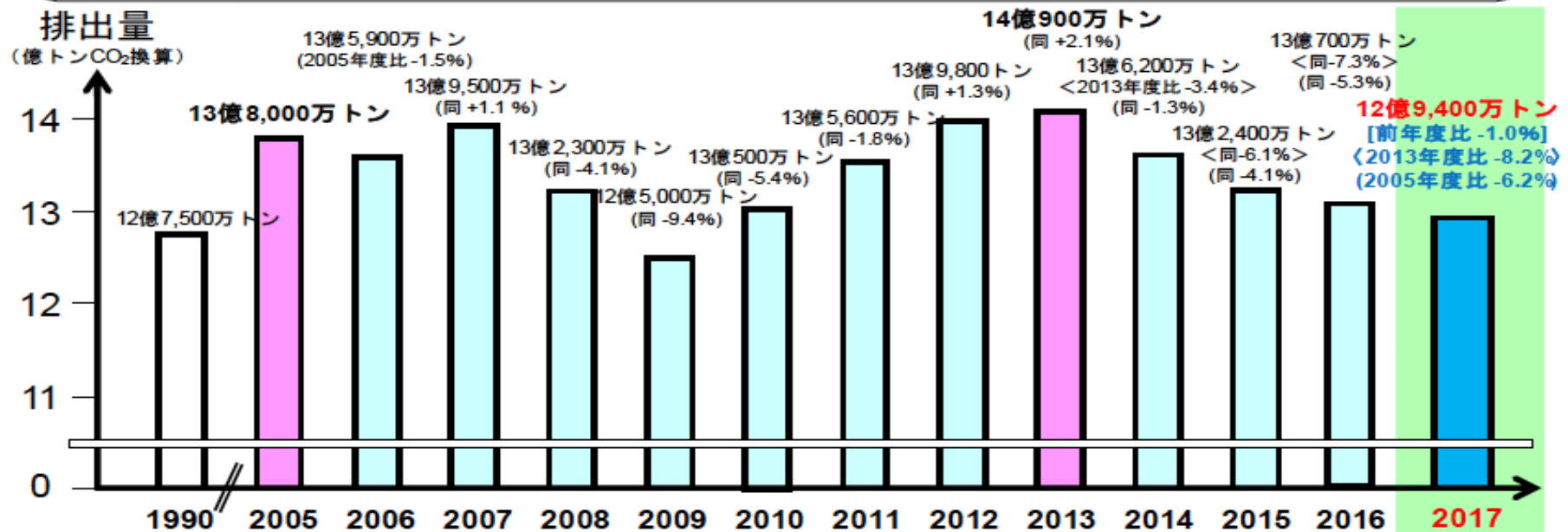


Source: Bloomberg New Energy Finance

出典：Frankfurt School-UNEP Centre/BNEF, 2017

日本の温室効果ガス排出量

- 2017年度(速報値)の総排出量は**12億9,400万トン**(前年度比-1.0%、2013年度比-8.2%、2005年度比-6.2%)
- 前年度と比べて排出量が減少した要因としては、冷媒分野におけるオゾン層破壊物質からの代替に伴い、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)の排出量が増加した一方で、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2013年度と比べて排出量が減少した要因としては、HFCsの排出量が増加した一方で、太陽光発電及び風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等によるエネルギーの国内供給量に占める非化石燃料の割合の増加、エネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。
- 2005年度と比べて排出量が減少した要因としては、HFCsの排出量が増加した一方で、エネルギー消費量の減少等のため、エネルギー起源のCO₂排出量が減少したこと等が挙げられる。




















注1 2017年度速報値の算定に用いた各種統計等の年報値について、速報値の算定時点で2017年度の値が未公表のものは2016年度の値を代用している。また、一部の算定方法については、より正確に排出量を算定できるよう見直しを行っている。このため、今回とりまとめた2017年度速報値と、来年4月に公表予定の2017年度確報値との間で差異が生じる可能性がある。なお、確報値では、森林等による吸収量についても算定、公表する予定である。

注2 各年度の排出量及び過年度からの増減割合(「2013年度比」)等には、京都議定書に基づく吸収源活動による吸収量は加味していない。

再エネが生み出す雇用

2017年、再エネ分野(大規模水力を除く)で883万人雇用

日本では、28.3万人雇用(うち27.2万人が太陽光、0.5万人が風力)

								
	World	China	Brazil	United States	India	Germany	Japan	Total European Union*
Solar Photovoltaic 	3 365	2 216	10	233	164	36	272	100
Liquid Biofuels 	1 931	51	795 ^g	299 ^h	35	24	3	200
Wind Power 	1 148	510	34	106	61	160	5	344
Solar Heating/Cooling 	807	670	42	13	17	8.9	0.7	34
Solid Biomass^{a,b} 	780	180		80 ⁱ	58	41		389
Biogas 	344	145		7	85	41		71
Hydropower (Small)^c 	290	95	12	9.3	12	7.3 ^j		74 ^l
Geothermal Energy^{a,d} 	93	1.5		35		6.5	2	25
CSP 	34	11		5.2		0.6		6
Total (excluding Large Hydropower)	8 829^f	3 880	893	786	432	332	283	1 268
Hydropower (Large)^{c,e} 	1 514	312	184	26	289	7.3 ^j	20	74 ^l
Total (including Large Hydropower)	10 343	4 192	1 076	812	721	332^j	303	1 268^l

Source : IRENA, 2018

未来投資会議(2018年6月4日)における総理発言

- 「2012年と比べて、ESG投資は1,000兆円以上増加。グリーンボンド発行量は50倍に拡大するなど、世界の資金の流れが大きく変わりつつあります。もはや温暖化対策は、企業にとってコストではない。競争力の源泉であります。環境問題への対応に積極的な企業に、世界中から資金が集まり、次なる成長と更なる対応が可能となる。正に**環境と成長の好循環**とでも呼ぶべき変化が、この5年余りの間に、世界規模で、ものすごいスピードで進んでいます。」
- 「これまで温暖化対策と言えば、国が主導して義務的な対応を求めるものでした。しかし、2050年を視野に脱炭素化を牽引していくためには、こうしたやり方では対応できない。**環境と成長の好循環をどんどん回転させ、ビジネス主導の技術革新を促す形へと、パラダイム転換が求められています。**」

再エネの「主力電源化」

- 第5次エネルギー基本計画（2018年7月）
 - 「再生可能エネルギーについては、2013年から導入を最大限加速してきており、引き続き積極的に推進していく。系統強化、規制の合理化...これにより、2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現とともに、確実な主力電源化への布石としての取組を早期に進める。」
 - 「他の電源と比較して競争力ある水準までコスト低減とFIT制度からの自立化を図り、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく」
 - FIT制度について「2020年度末までの間に抜本の見直しを行う」
 - ①急速なコストダウンが見込まれる太陽光・風力と②地域との共生を図りつ緩やかに自立化に向かう地熱・中小水力・バイオマスに分けて主力電源化に向けて取り組む

2018年10月12日
一般社団法人日本経済団体連合会
資源・エネルギー対策委員会企画部会

1. なぜ今、主力電源化なのか

【わが国における現在の再エネ】
大きな期待のもと、多大な国民負担に
支えられて成り立っている電源



2. 主力電源化に向けて必要な3要件

(1) 低コスト化

① FIT買取価格の合理化

- ※FIT国民負担は既に年間3.1兆円(2018年度)
→2030年度の想定3.7~4.0兆円に迫る
- ※わが国の買取価格は諸外国の2倍程度の水準
- ・高額買取を保証するFIT制度がコスト抑制インセンティブを阻害
→国際価格を参照した買取価格設定
→入札制の最大限の活用

② 未稼働案件への対応

- ・未稼働案件が滞留。全量が稼働すればエネルギーミックスの想定を超過
→認定後数年が経過する案件の買取価格を運転開始時のコストに基づき見直し

③ システムコスト全体での低コスト化

- ・量的拡大に向け、需給調整や系統増強等のコスト肥大化も懸念
→再エネ導入コスト総額の引下げ方針の堅持

(2) 安定供給

① 発電出力の安定化

- ・再エネがシステムの安定に貢献することが必要
→適切なグリッドコードの設定
→発電事業者による発電計画の策定

② 調整力の確保

- 需給調整市場等の制度設計
→DR、蓄電池、水素等の技術開発支援

③ 送配電網の次世代化

- ・分散型電源の活用や再エネ適地への送電容量のリバランスを通じた系統安定化も重要
→送配電投資インセンティブの検討

(3) 持続的事業

- ・再エネ主力化には、責任と規範を有する事業者の参入と継続的な再投資が不可欠
→発電事業として適切な水準の規律整備

※これらのほか、FIT法の抜本見直し等も必要



【将来の再エネ】

わが国を支える
主力電源に

補足資料：パリ協定実施規則

Mitigationに関するガイダンス（ L.22）（1）

- 情報に関する追加ガイダンス（para. 6～10）
 - 第2回（2025年）以降NDCを提出する際に、締約国は、自国のNDCに適用可能な、附属書Iに定める情報を提出。第1回（2020年）についてこれらの情報提供を強く奨励（決定para. 7）
 - このガイダンスは、NDCにmitigation以外の要素を入れることを妨げない。締約国は他の情報も提出できる（特に7条10の適応情報（para. 8））

Mitigationに関するガイダンス(L.22) (2)

- アカウンティングに関するガイダンス (para.11~18)
 - NDCに対応する人為的排出量と吸収量のアカウンティング(勘定)に際しては、締約国は、附属書IIIに定めるガイダンスにしたがってNDCを勘定する(決定 para. 13)
 - 締約国はこのガイダンスは第2回NDC以降の勘定に適用し、第1回NDCには適用することを選択できると定める決定1/CP.21の para.32を想起 (para. 14)
 - NDCに対応する人為的排出量と吸収量のアカウンティング(勘定)に際しては、締約国はダブルカウンティングの回避を確保 (para. 15)
 - 締約国は、自国のNDCの勘定について、13条7(b)に基づいて提供されるガイダンスなど関連するガイダンスにしたがって、隔年透明性報告書において説明する (para. 17)
 - 提出情報とアカウンティングのガイダンスについて、2027年のCMA10で見直し開始、2028年のCMA11で検討・決定を採択 (para. 18)

Mitigationに関するガイダンス（ L.22）（3）

- NDCの特質（features）に関する追加ガイダンス（para.19、20）
 - NDCの特質は、パリ協定の規定に概括されている（para. 19）
 - 2024年のCMA7でNDCの特質に関する追加ガイダンスの検討を継続（para. 20）

NDCの共通の時間枠 (SBI/2018/L.27)

- 締約国は、共通の時間枠 (common time frames) を、2031年以降実施されるNDCに適用することを決定 (決定 para. 2)
- CMAが検討、決定するために、SBIで勧告を作成するため、2019年6月のSBIで、継続審議することを要請 (para. 3)

透明性(L.23)(1)

- 行動及び支援の透明性枠組みに関する方法、
手続及び指針(MPG)採択(決定para. 1)
- 2028年のCMA11までに第1回の見直しを行い、
さらなる見直しはCMAが適切と考えるように行う
ことを決定(決定para. 2)
- 締約国は、第1回隔年透明性報告書及び国家排
出報告書(単独の報告書として提出する場合)を
遅くとも2024年12月31日までに提出することを決
定(決定para. 3)
- 後発途上締約国及び島嶼途上国は、その裁量
で、13条7-10の定める情報を提出することがで
きることを決定(決定para. 4)

透明性(L.23)(2)

- MPGに定める行動に加えて、事務局に次のことを要請(決定para. 6)
 - 締約国の隔年透明性報告書と国家排出報告書に関する統合報告書を作成
 - 技術専門家審査に関する年次報告書を作成
 - 締約国の隔年透明性報告書と国家排出報告書、技術専門家審査に関する年次報告書、進捗に関する促進的多数国間検討の記録を公表
- CMA3(2020年)で検討し採択するために次のことに関するMPGを作成するようSBSTAに要請(para. 12)
 - Common reporting tablesとcommon tabular formats
 - 隔年透明性報告書と国家排出報告書、技術専門家審査に関する年次報告書の概要
 - 技術専門家向けの訓練プログラム
- Consultative Group of Experts (CGE)は、2019年1月からパリ協定の下で機能することを決定(para. 15)

15条遵守委員会(L.5)

- 委員会の効果的な運営に関する方法・手続採択(決定para. 1)
- 2024年のCMA7で、第1回の見直しを行い、さらなる見直しを定期的に行うことを検討することを決定(決定para. 2)

15条方法・手続(L.5)(1)

- I 目的、原則、性格、機能及び適用範囲
 - 委員会は専門家ベース、**促進的な性格**。透明で、**敵対的でなく、懲罰的でない**態様で機能。各国の**能力と状況に特別に留意**(para. 2)
 - 委員会の作業は、2条を含むパリ協定の規定を指針とする(para. 3)
 - 委員会は、**履行強制や紛争解決のメカニズムとして機能せず、懲罰や制裁を科さない**。国家主権を**尊重**(para. 4)

15条方法・手続(L.5)(2)

- II 制度的取り決め

- 12名の委員からなる。国連の5つの地域グループから各2名、島嶼国から1名を選出(para. 5)
- 3年任期、6年が最大(para. 7)
- 2019年のCMA2で委員を選出(para. 8)
- 2名の共同議長を選出(para. 11)
- 会合は少なくとも年2回、2020年に開始(para. 12)
- 定足数は出席する委員10名(para. 15)
- コンセンサスで合意。合意できない場合には、出席し投票する委員の少なくとも4分の3で決定を採択(para. 16)
- 委員会が手続規則を作成し、2020年のCMA3で検討・採択(para. 17)

15条方法・手続(L.5)(3)

• III 開始とプロセス

- 委員会は**各国の能力と状況に特別の留意**を払う(para. 19(c))。対応措置の影響に考慮を払うべき(should)(para. 19(e))
- 委員会は、**自らの実施・遵守に関する書面の提出を基に、事案を検討**すべき(para. 20)
- 委員会は、**締約国が次のことを行わなかった場合に事案について検討を開始**(para. 22(a))。これらの事案の検討は、**NDC、情報の内容について取り扱わない**(para. 23)
 - 4条に基づくNDCの提出・維持をしなかった場合
 - 13条7(排出インベントリー、進捗のトラッキング情報)及び13条9(支援に関する情報)、または9条7(隔年に提出される支援に関する情報)に基づく義務的な報告・情報を提出しなかった場合
 - 促進的な、多国間の進捗検討に参加しなかった場合
 - 9条5に基づく義務的な情報提出を行わなかった場合
- **関係締約国の同意を得て、13条7及び13条9に基づき締約国が提出する情報と、13条13の定めるMPGとの重大で、継続的な不一致に関する事案の促進的検討を行うことができる**(para. 22(b))
 - 専門家による審査最終報告書の勧告と、締約奥の書面による意見に基づいて検討
 - 13条14及び13条15、MPGの規定で、能力に照らして途上国が必要とする、定められた柔軟性を考慮する
- 委員会は、**各国の能力と状況に特別な留意を払い、手続の時間枠について柔軟性を与える**(para. 26)

15条方法・手続(L.5)(4)

• IV 措置とアウトプット

- 適当な措置、認定または勧告を確認する際に、委員会は**各国の能力と状況に特別の留意を払う**(para. 28)。島嶼国とLDCの状況、不可抗力の状況について認められるべき(should)(para. 28)
- 委員会は適当な措置をとる。例えば(para. 30)
 - 関係国との対話
 - 関係国が適当な支援機関と取り決めることを支援
 - 関係国への勧告
 - 行動計画策定の勧告、要請されれば策定を支援
 - 事実認定を発表
- 関係国は委員会への情報提供を奨励される(para. 31)

15条方法・手続(L.5)(5)

- V 制度上の問題(systemic issues)の検討
 - 委員会は制度上の問題を特定でき、CMAの検討のためにそれらの問題について注意を喚起し、適当な場合勧告をにより注意を喚起することができる(para. 32)
 - CMAは、制度上の問題を検討することを委員会に要請できる(para. 33)
 - 委員会は、制度上の問題を取り扱う際に、個別の締約国の実施、遵守に関する事案を取り扱わない(para. 34)
- VI 情報
 - 委員会は、専門家の助言を求め、パリ協定の下でのプロセス、機関、取り決め及びフォーラムからの情報を求め、受領することができる(para. 35)

9.5条資金に関する隔年の情報提出(L.15)

- 先進国に2020年から隔年報告を開始するよう要請(決定 para. 4)
- 事務局にonline portalの作成を要請(para. 6)
- 事務局に2021年から情報のとりまとめの作成を要請。GSTの指針となるよう(para. 7)
- 事務局に2021年からCOP中のワークショップ開催とワークショップの要約報告書の作成を要請(para. 8)
- 2021年のCMA4から、上記の情報のとりまとめ、ワークショップの要約報告書をCMAが検討(para. 9)
- 2021年から隔年で気候資金に関する閣僚級対話を開催(para. 10)。対話の討議をCOP議長が要約し、それ以降のCMAで検討(para. 11)。COPにも検討を要請(para. 12)
- 2023年のCMA6で、情報を定める附属書を更新することを検討(para. 13)

適応基金 (L.11)

- 適応基金は、2019年1月1日からパリ協定のCMAから指導のもとで機能し、CMAに対して説明責任を負う(決定para. 1)
- 適応基金は京都議定書の市場メカニズムからの資金を受け続ける(para. 2)
- パリ協定の6条4の利益の一部(Share of proceeds; SOP)が利用可能となった段階で、適応基金は専らパリ協定の基で機能する(para. 3)
- 適応基金の理事会は、パリ協定の締約国をメンバーとするよう、京都議定書のCOP(CMP)に要請(para. 4)
 - 2019年6月のSBIで検討、11月のCMPで検討
- パリ協定の6条4のSOPから資金を受け取る(para. 5)
- 京都議定書からパリ協定への適応基金の移行に伴う問題について適応基金理事会に検討を要請。その勧告を2019年のCMA2で検討(para. 6)
- 対応する京都議定書のCOP(CMP)の決定案あり

ご清聴ありがとうございました。
Thank you so much for your attention.

高村ゆかり (Yukari TAKAMURA)
e-mail: yukari.takamura@ir3s.u-tokyo.ac.jp